

業務委託契約書(案)

1 業務名 現代の名工・至福の午餐会実施運営業務

2 履行場所 広島県内

3 履行期間 契約締結日 から
令和9年3月31日 まで

4 委託料 _____ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円)

5 契約保証金 _____ 免除する

6 特約事項

- 約款第19条第2項の「必要があると認めるとき」とあるのは、「予期せぬ事象による影響等により、本業務の実施が困難となったとき」を含むものとする。
- 約款第28条第6項、第42条第1号及び第48条第1項の規定の適用について、「委託料」とあるのは、上記4の「委託料限度額」と読み替えるものとする。
- 約款第30条第1項に定める受注者が発注者に行う業務完了通知については、完了の日から起算して10日以内に、完了通知書(別記様式第1号)及び実績報告書(別記様式第2号)を提出するものとする。なお、委託料の確定額は、委託業務の実施に要した経費の実支出額と委託料限度額のいずれか低い方とする。
- 約款第30条第2項の規定については、次のとおり読み替えるものとする。
「発注者は、前項の規定による完了通知書の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に業務の成果がこの委託の内容に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは委託料の額を確定し、受注者に通知するものとする。」
- 約款第31条第1項に定める委託料の支払い請求については、委託料精算払請求書(別記様式第3号)により請求すること。
- 約款第31条の規定にかかわらず、発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができる。
受注者は、委託料の概算払いを請求しようとするときは、委託料概算払請求書(別記様式第4号)を発注者に提出するものとし、概算払いを受けたときは、(4)の通知に基づき、通知後10日以内に、委託料概算払精算書(別記様式第5号)を発注者に提出し、発注者の指示に従い過不足額を精算するものとする。
- 約款第8条、機密情報取扱特記事項第13条及び情報セキュリティに関する特記事項第15条の定めは、事前に受注者の承諾を得て実施するものとする
- 受注者は、この業務について、業務委託契約書のほか、「現代の名工・至福の午餐会実施運営業務仕様書」に従って業務を履行するものとする。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 住所 広島市中区基町10番52号
料理人コンクール実行委員会
氏名 代表者 会長 梅田泰生 印

受注者 住所
氏名 印